

性能向上計画認定における完了報告書の電子申請について

窓口、郵送での受付に加え、電子申請での受付も開始します。

次の事項にご留意いただき電子申請を行ってください。

※認定通知書の交付後からの計画の変更（記載事項変更も含む）、認定の取下の場合は、ご利用いただけません。

電子申請の流れについて

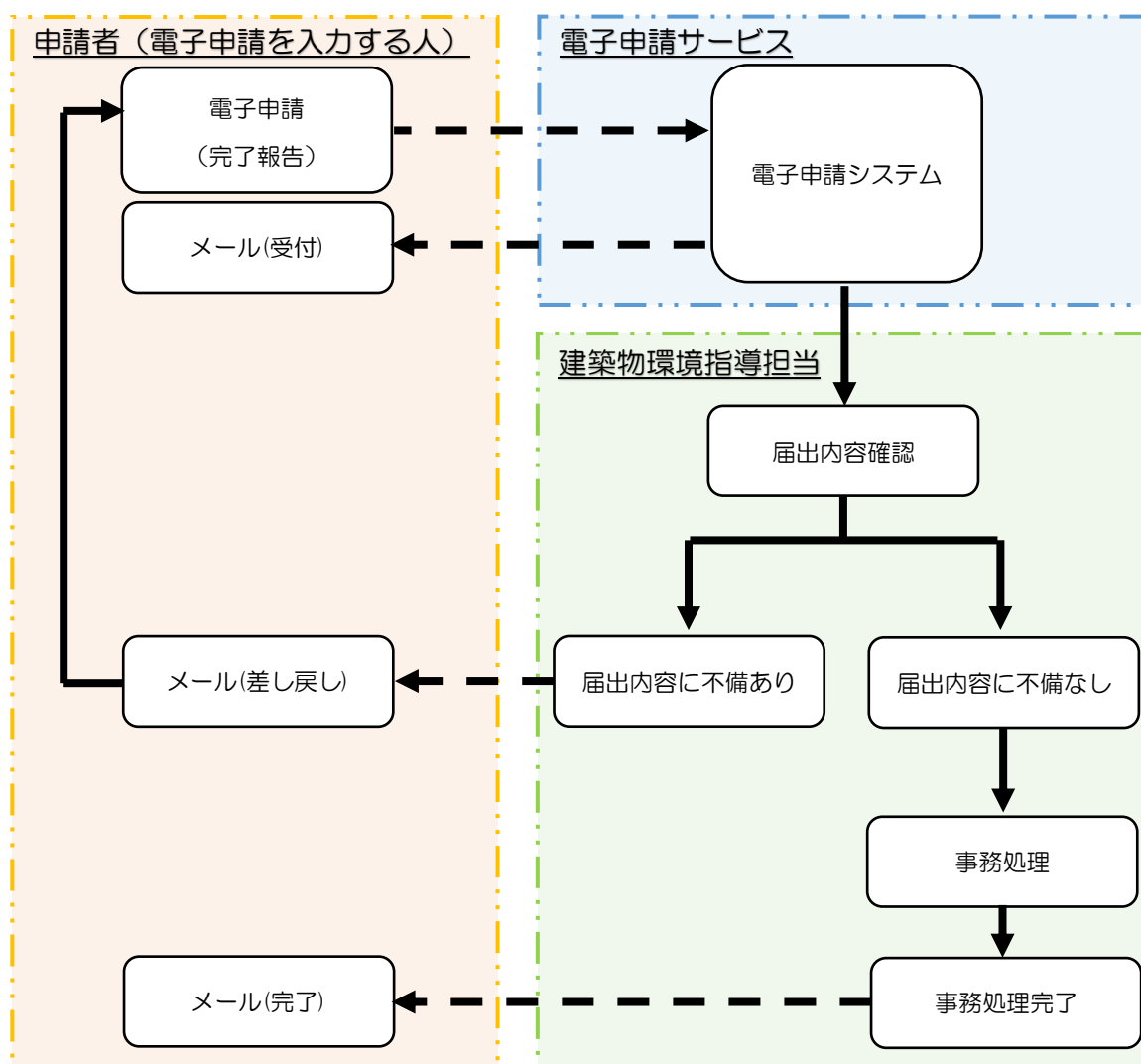
- 完了報告書の電子申請の流れは下図の通りです。電子申請を行い、メール（完了）が届きましたら、届出の電子申請は完了です。

メール（差し戻し）が届いた場合は、再度電子申請手続きを行ってください。電子申請サービスのGraffer アカウントを使用したログイン後電子申請された場合は、申請内容を引き継ぎ申請することができます。アカウントについてはページ(8/8)を参照してください。

- 差し戻しの場合がありますので、届出の電子申請の際に不備がないか確認をお願いします。

不備として挙げられる例

- ・入力した電子申請の内容が認定通知書の内容と異なる。



受付日(報告日)について

- 電子申請による受付日は、開庁日の午後4時まで（令和7年4月以降は午後3時30分）に電子申請されれば、当日が受付日（報告日）となります。午後4時以降（令和7年4月以降は午後3時30分）または閉庁日に電子申請の場合は、翌開庁日となります。例えば、土曜日（閉庁日）に電子申請をすると、月曜日（翌開庁日）が受付日（報告日）となります。
- メール（差し戻し）が届いた場合は、再度電子申請手続きが必要になりますが、その場合は、再度電子申請された時間で判断されます。

性能向上計画認定の電子申請の際の委任状について

※電子申請者（**電子申請を入力する人**）は認定建築主（同一の法人に属する人を含む）または委任を受けた代理人（同一の法人に属する人を含む）に限ります。

委任状の有無については、以下の場合は不要です。

- （１） 認定建築主（同一の法人に属する人を含む）が電子申請者（電子申請を入力する人）の場合
- （２） 性能向上計画認定の申請の提出書類に含まれる委任状で、完了届に関する手続きも委任されている場合

電子申請時の添付データについて

- 添付データ（建築基準法による検査済証）は、次の形式で添付してください。
png 形式、jpg/jpeg 形式、heic 形式、pdf 形式

控えについて

- 完了報告書では、電子申請サービスでの届出を行いメール（完了）が返信されれば届出完了となります。さらに控えが欲しい場合は、対応が出来かねますので、届出を郵送または窓口で行っていただきますようよろしくお願いします。

電子申請を開始する前の確認事項

●電子申請サービスが行える環境か確認

お使いの PC やスマートフォンが電子申請が行える環境か確認してください。

よくある質問 Q.推奨環境

<https://graffer.jp/faq/usaq66>

●電子申請サービスを行うための Graffer アカウントの登録

電子申請は、「Graffer アカウントを使用したログイン」と「メールアドレス認証」の 2 種類いずれかの方法で申請を始められます。同一のアカウントによる過去の申請内容を確認するには、Graffer アカウントからになり「メールアドレス認証」ができませんので、「Graffer アカウントを使用したログイン」を推奨しております。

また、Graffer アカウントは、Google や line のアカウント情報からも登録可能です。

よくある質問 Q.ログイン方法を教えてください

<https://graffer.jp/faq/irrg18>

よくある質問 Q.Graffer アカウントの作り方を教えてください

<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>

その他事項

●電子申請サービスについてのよくある質問が下記 URL からご覧いただけます。

<https://graffer.jp/faq/>